

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程

(平成10年4月1日達示第11号制定)

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

- 東南アジア地域研究専攻
- アフリカ地域研究専攻
- グローバル地域研究専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、アジア・アフリカ地域研究研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、この規程に定めるもののほか、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までにアジア・アフリカ地域研究研究科長に願出しなければならない。

第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

4 前3項の規定による許可の願出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

- (1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部
- (2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部
- (3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

第5 試験

第10条 科目の試験は、学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第6 論文審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第50条第3項の規定により研究科会議の定める科目につき、10単位以上を修得するものとする。

第12条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第14条 課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、研究科会議で行う。

第15条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の博士論文の審査及び試験については、第12条及び第13条の規定を準用する。

第16条 前条に規定する者については、専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することを確認しなければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

第17条 本研究科に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の試問を免除することができる。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

修了までの流れ

5年一貫制博士課程

本研究科では、5年一貫制の教育体制にもとづいて、アジア・アフリカ地域に関する総合的な知識を修得するとともに、フィールドワークを基礎とする課題研究に取り組んで自立した研究者、専門性の高い実務者をめざすことが期待されています。

1・2年次には、各講座の講義と専攻内、専攻外の関連科目を受講するとともに、必修科目である地域研究論やアジア・アフリカ地域研究演習、選択科目である関連語学などを学びます。また、1年次には研究演習Ⅰを受講し、2年次には課題研究Ⅰにとりくんで、博士予備論文の準備にあたります。さらに研究演習Ⅱで調査の結果を分析し、記述に練り上げ、原則として、2年次までに博士予備論文を提出して審査を受けます。

3・4・5年次には研究科共通科目や他専攻の講義を受講して広い視野から自らの研究を見直すとともに、課題研究Ⅱ・Ⅲ及び研究演習Ⅲ・Ⅳで調査・研究結果を体系化し、アジア・アフリカ地域研究公開演習などで研究成果の発表・討論を行います。5年次の終わりには博士論文を書き上げます。

修了のパターン

本研究科は5年一貫制博士課程ですので、5年（標準年限）で博士号を取得して修了することを基本としています。その一方で、制度上では、次のような多様な修了の形があります。

要件	修了の形(公式の表現)	年限
単位履修(30単位以上)	修士号取得退学*	通常在学2～3年後(予備論文の提出は原則として2年次)。条件を満たせば、短縮も可。
博士予備論文の提出・合格		
上記2項目の要件を満たした以降、随時	修士号取得退学	
単位履修(上記の30単位に加えて、10単位以上)	指導認定退学※	5年在学が必須。条件を満たせば、短縮も可。
博士論文の提出・合格		

* 博士予備論文が合格した後は、その合格と同時に、あるいはそれ以降の任意の時期に、修士号申請を行うことができます。申請後に、規定に従い、修士号が授与されます。

※ 指導認定退学後に博士論文を提出する場合は、退学日から3年以内に提出すれば、課程博士として扱われます。それ以降は、論文博士の扱いとなります。なお、提出にあたっては、論文提出1カ月前までに論文題目申請が必要となります。

※ 休学中の者が認定退学をする場合は、認定退学年月日の3ヶ月前までに復学する必要があります。なお休学期間は、在学期間に含まれません。

授業科目の履修について

履修方針

(1) 単位

講義及び演習は、原則として半期の受講で単位が取得できるシステムをとる。

授業科目（講義）	半期 2 単位
研究演習	半期 3 単位
課題研究	通年 2 単位
臨地演習	通年 2 単位
臨地語学演習	通年 2 単位
公開演習	通年 1 単位
関連語学	半期 1 単位
認定単位	研究科における審査の後、認められる。

※課題研究Ⅰの単位は、2年次後期に認定する。

課題研究Ⅱの単位は、博士予備論文合格の次年度に認定する。

課題研究Ⅲの単位は、博士論文合格または指導認定退学の年度に認定する。

(2) 履修方法

- 5年一貫制課程：履修科目は、自専攻科目のA群、研究科共通科目のB群、他専攻及び他研究科開設科目のC群に分けられており、必要とされる40単位の内、A群科目より18単位以上、B群より7単位以上、C群より4単位以上を修得しなければならない。A群科目では各専攻の課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（6単位）、B群科目では地域研究論（2単位）及びアジア・アフリカ地域研究演習（3単位）を必修科目として含むものとする。

A群科目（必修を含む自専攻科目）	6単位の必修科目を含んで18単位以上	合計 40単位以上
B群科目（必修を含む研究科共通科目）	5単位の必修科目を含んで7単位以上 (ただし、12単位を超えた単位は増加単位)	
C群科目（他専攻及び他研究科開設科目）	4単位以上 (ただし、10単位を超えた単位は増加単位)	

※平成30年度からの大学院共通・横断教育科目については、C群として10単位まで認定し、それを超えた単位は増加単位とする。

- 修士号取得：必要とされる30単位の内、A群科目より12単位以上、B群より6単位以上、C群より4単位以上を修得しなければならない。A群科目では各専攻の課題研究Ⅰ（2単位）、B群科目では地域研究論（2単位）及びアジア・アフリカ地域研究演習（3単位）を必修科目として含むものとする。

A群科目（必修を含む自専攻科目）	2単位の必修科目を含んで12単位以上	合計 30単位以上
B群科目（必修を含む研究科共通科目）	5単位の必修科目を含んで6単位以上 (ただし、12単位を超えた単位は増加単位)	
C群科目（他専攻及び他研究科開設科目）	4単位以上 (ただし、10単位を超えた単位は増加単位)	

■ 単位取得の要件

履修登録を行い、各科目で指定された合格基準を満たすこと（各科目での指定についてはシラバス参照）。

ただし、課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、毎年1月末までに「研究活動報告書」（別紙）を提出することが主

な要件である（当該年度に研究業績がない場合でも所定の報告書を必ず提出すること）。

(3) 成績評価基準

アジア・アフリカ地域研究研究科では、科目ごとに出席状況、セミナーでの発表、フィールドワークの様子、レポート、試験等を総合的に判断して、次の評価基準で成績を判定する。

平成26年度以前入学者

優	優れている。	(80点～ 100点)
良	水準以上である。	(70点～ 79点)
可	水準を満たしている。	(60点～ 69点)
不合格	水準を下回る。	(0点～ 59点)

平成27年度以降入学者

A+	極めて優れている。	(96点～ 100点)
A	特に優れている。	(85点～ 95点)
B	優れている。	(75点～ 84点)
C	合格基準に達しており、学修の効果が認められる。	(65点～ 74点)
D	合格基準に達しているが、更なる努力が求められる。	(60点～ 64点)
F	不合格	(0点～ 59点)

令和2年度以降入学者

評語	適用基準		素点
A+	合格基準に達している。	学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。／ Outstanding	(96点～ 100点)
A		学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。／ Excellent	(85点～ 95点)
B		学修の高い効果が認められ、優れた成績である。／Good	(75点～ 84点)
C		学修の効果が認められる。／Fair	(65点～ 74点)
D		最低限の学修の効果が認められる。／Pass	(60点～ 64点)
F	合格基準に達していない。	不合格。／Fail	(0点～ 59点)

修了要件・学位

■ 5年一貫制博士課程修了要件

本研究科一貫制博士課程の標準修業年限は5年である。同課程に5年以上在学して、必要な研究指導を受け、研究指導科目（課題研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を含む所定の単位（40単位以上）を修得し、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格した者には、「京都大学博士（地域研究）」の学位を授与する。原則として2年次に博士予備論文を提出し、その審査に合格した者が博士論文の提出資格を得る。

ただし、第3年次編入学者については、同課程に3年以上在学して、必要な研究指導を受け、本研究科開講科目より10単位以上（1・2年次に配当された科目を除く）を修得し、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格した者に、「京都大学博士（地域研究）」の学位を授与する。

なお、研究業績の顕著な者については、年限の短縮も考慮する。

また、学生（第3年次編入学者を除く）が修士号取得を希望する場合には、30単位以上の所定の単位の修得と博士予備論文の審査及び試験に合格することを条件として、「京都大学修士（地域研究）」の学位を与える。